

写

資料 4

27府子保発第91号
平成27年4月28日

府中市子ども・子育て審議会
会長 鈴木 眞理子 様

府中市長 高野 律 雄

府中市子ども・子育て審議会への諮問について

府中市子ども・子育て審議会条例第3条に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 府中市における教育・保育に係る利用者負担のあり方について

諮問の趣旨

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が全国一斉に始まり、国の子育て制度は大きな転換点を迎えました。新制度では、幼稚園・保育所・認定こども園などは、新たに特定教育・保育施設と位置付けられ、小学校就学前の子どもに対して、それぞれのご家庭が希望する教育・保育を提供しています。

これに伴い、教育・保育給付に係る給付費及び利用者負担額については、国が示す公定価格等の制度設計を踏まえ、市単独で実施している給付や利用者負担の設定の適正なあり方を検討し、見直す必要があると考えております。

また、平成26年1月に策定した、府中市の保育行政の取り組むべき方向性を示した「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」においても、利用者負担の見直しを進める旨を示しております。こうした方針などに基づき、広い視野に立ってご議論いただきたく、府中市子ども・子育て審議会に諮問するものです。